

令和2年12月10日

請願・陳情文書表

厚生常任委員会

福祉子どもみらい局関係請願

請願番号	28-1	受理年月日	2. 12. 3
件名	教育格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願		
請願者	紹介議員		
※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。	井坂新哉 君嶋ちか子 大山奈々子 上野たつや		
1 請願の要旨			
(1) ゆきとどいた教育の実現と私費負担軽減のため、県の教育予算を大幅に増やしてください。			
①正規教員を大幅に採用し、未配置問題を解消してください。			
②県立高校の教育活動費を、現行の2倍以上にしてください。			
<u>(2) 教育の無償化、保護者負担軽減をすすめてください。</u>			
①教育の無償化前進のため、小学校・中学校での教育活動に不可欠な教材費・給食費や、県立高校の図書費や教育振興費など学校納付金を軽減してください。			
②高校生への給付制奨学金の創設・拡充など、奨学金制度をさらに充実してください。			
<u>③私立の学校および幼稚園に通う子ども・保護者のために、学費負担を軽減するとともに、私学助成をさらに充実してください。</u>			
<u>④県外の私立高校へ通学している生徒にも学費補助をおこなってください。</u>			
<u>⑤私立の幼稚園児をもつ家庭への補助制度を新設してください。</u>			
⑥全県一学区のため高額になっている県立高校生の通学費補助を検討してください。			
<u>(3) 教育条件の整備・改善をすすめてください。</u>			
①感染拡大でもフィジカルディスタンスを確保しつつ授業ができるように県内の小学校・中学校・高等学校の20人以下学級をめざし、少人数学級を実現してください。			
②公立全日制高校の入学定員を希望者数に合わせて増やしてください。			
③一学年9クラス、10クラスの大規模校を8クラス以下の適正規模に戻してください。			
④学校規模の拡大につながる県立高校の統廃合をやめてください。			
⑤県立特別支援学校の過大規模化をすみやかに解消してください。			
⑥インクルーシブ教育実践推進校の教育条件を改善充実してください。			
⑦県立学校の耐震工事・老朽校舎の改修工事を計画的に早急に行ってください。			
⑧教職員の多忙化解消のためのとりくみをすすめてください。			
⑨不登校の子どもたち一人ひとりに、十分な学びのための予算を措置してください。			
<u>⑩感染拡大下でのオンライン授業のため、高校生がWi-Fi環境とPCまたはタブレットを利用できるよう措置してください。</u>			

2 請願の理由

神奈川県内で新型コロナウイルス感染防止のため分散登校が行われた6月第一週・第二週では、クラスを半分にしたり、地域ごとに3分割して交互に登校午前・午後での授業になりました。教室では「3密」は防げ、子どもたちはのびのびと授業を受けることができました。しかし、加配のない教職員は消毒作業と1クラスあたり午前午後の2回、多いときは8コマの授業を行わざるを得ませんでした。6月第三週から多くの自治体で40人学級で6時間授業がはじまり、再び「3密」は復活し、子どもたちも教職員も多忙な学校生活を送っています。

昨年10月23日に記者発表された問題行動調査によると、神奈川県内の平成30年度間の公立小中学校の暴力行為の発生件数は517件増の9,447件（千人あたり14.5件）、またいじめの認知件数は5,228件増の24,814件（千人あたり8.2件）、不登校は882人増の12,567人（千人あたり19.3人）と、すべてにわたって苦しむ子どもたちの問題が増え続けています。

少人数学級が拡大されず、教職員の数も増えず、新型コロナウイルス感染防止で行事や部活動が削減されていても、遅れた事業の回復などで子どもたちも教職員も過密な学校生活になっています。

こうした現状を新しい教育のチャンスととらえ、子どもと教育に諸外国並みに大幅に予算を増やしましょう。

すべての子どもたちにゆきとどいた教育を実現するため、全国的に広がってきている、人を配置しての「全学年での35人以下学級（少人数学級）の実現」、「私学助成の拡充」、「希望者数に応じた公立高校入学定員の確保」「障害児教育の充実」など、教育条件を抜本的に改善させるため、教育予算を増やし、保護者の学費負担を少しでも減らし、上記の請願項目がすみやかに実現されるよう請願します。

請願番号	29	受理年月日	2023
件名	県の小児医療費助成制度の拡充についての請願		
請願者		紹介議員	
<p>※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。</p>		井坂新哉	
<p>請願の要旨</p> <p>対象年齢の拡充をはじめ、小児医療費助成制度を拡充・改善してください。</p> <p>請願の理由</p> <p>小児医療費助成制度は、免疫力が低く病気にかかりやすい子どもに早期発見・早期治療を促す施策としてだけでなく、有効な少子化対策として全国的に定着してきました。この制度は都道府県の事業に市町村が上乘せする形で運用されています。</p> <p>全国では3割の都府県が小学校卒以上、そのうち10都府県（全国の2割）が中学校卒業までを対象年齢としています。さらに市町村では全国の9割が中学卒以上を対象とし、県内では市町村の独自努力により2019年4月より27市町村が中学卒以上まで対象としています。</p> <p>しかし、独自財源では6割の市町村では一部負担金や所得制限の形で利用を制限する形で運用せざるを得ないのが実情です。県民から拡充を求める声が寄せられているにもかかわらず、2008年以降、県では制度の改善がありません。県の制度が拡充すれば、市町村での事業も一層拡充することができます。</p> <p>住民の健康増進と傷病の早期発見・早期治療による重症化防止のため、県が現在の水準に留まらず、全ての子どもの医療費を中学校卒業まで窓口負担無料とすることを望みます。年度毎^{ごと}の年齢拡充を進めるとともに所得制限・窓口負担を緩和してください。</p>			

請願番号	31	受理年月日	2. 1 2. 3
件名	教育費の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願		
請願者	紹介議員		
※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。	井坂新哉 君嶋ちか子 大山奈々子 上野たつや 佐々木 ゆみこ		
<p>1 請願趣旨</p> <p>神奈川県は、各校が建学の精神に基づき、豊かな教育をつくり、神奈川県の教育を支える担い手としての役割を果たし続けています。特に幼稚園は、その98%が私立です。</p> <p>2020年度より、国の「新しい経済政策パッケージ」により、年収590万円未満の世帯まで私立高等学校の授業料無償化が実現しました。神奈川県では、さらに年収700万円未満の世帯まで私立高等学校の授業料無償化が広がりました。</p> <p>しかし、補助対象が授業料に限定されて施設費を含まないために、生活保護世帯でも年間約26万円の自己負担が残されます。東京都では年収910万円未満の世帯まで授業料無償化が実現しました。埼玉県では年収609万円の世帯まで、一部多子家庭には720万円の世帯まで授業料無償化が実現し、さらに年収500万円未満の世帯に対して授業料と施設費を合わせた学費の無償化が実現しています。大阪府や京都府でも、同じように学費補助を拡充することで、私立高校へ入学する生徒が増えています。全国へ広がっている私立高校の無償化の流れに、神奈川県は遅れをとっています。さらに国による私立中学校への学費補助制度も実現しました。</p> <p>さらに、神奈川県の私立学校への生徒一人あたりの経常費補助は、全国でも数少ない国基準(国庫補助金と地方交付税交付金の合計額)を下回る水準で、幼稚園こそ国基準を達成し順位を46都道府県中23位と大きく上げましたが、私立高校は全国44位、中学校では45都道府県中45位、小学校は36都道府県中で35位と、全国最下位水準の助成額です。このため、神奈川県の私立高校の入学金を除く平均学費は、約70万円と関東地方で最も高く、全国でも上位の高学費となっています。また、神奈川県には私立高校への施設設備助成がなく、将来の地震への備えはすべて保護者の負担で賄われており、このことも高学費の原因の一つになっています。</p> <p>こうした高学費と低助成金が原因で、神奈川県では私立高校を選択できず、公立中学校卒業生の全日制高校進学率は、全国的にも低い水準が続いています。神奈川県の私立学校無償化はまだ終わっていません。</p> <p>私立学校に通う生徒保護者の学費負担を軽減し、私立学校の教育条件をよりよくし、すべての子どもたちの学ぶ権利を保障するために、私立学校への経常費助成の国基準額の実現、施設設備助成の創設、学費補助制度の拡充は、県政の最重要課題です。</p> <p>以上のことから、次の事項について請願いたします。</p>			

2 請願事項

- (1) 私立学校への経常費補助を国基準と同等にしてください。
- (2) 施設設備助成を行ってください。
- (3) 神奈川県高等学校等生徒学費補助金を拡充してください。
- (4) 県独自の、私立中学校への学費補助制度を創設してください。
- (5) 私立幼稚園への私学助成について。
 - ① 私立幼稚園への経常費補助を増額してください。
 - ② 私立幼稚園が行う特別支援教育に対しての助成を充実させてください。
 - ③ 教職員の勤務条件を改善するための助成を増額してください。

福祉子どもみらい局関係陳情

令和2年12月2日

神奈川県議会議長 殿

陳情者

住 所

氏 名

※陳情者の個人情報については、
個人情報保護のため、削除しています。

陳情書の取下げについて

去る令和元年12月3日提出いたしました次の陳情書は、都合により取り下げたい
ので、よろしくお願ひします。

陳情番号 第22号

件 名 ゆきとどいた神奈川の障害児教育を求める陳情

陳情番号	22-1	付議年月日	元 . 1 2 . 3
件名	ゆきとどいた神奈川の障害児教育を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情趣旨</p> <p>神奈川県の特設支援学校では、入学を希望する児童・生徒が増え続け、学校が過大規模過密化し、「教室不足」「トイレ不足」「廊下で体育」「クールダウンの場所がない」など、教育活動に支障が生じています。</p> <p>2020年に横浜北部方面特別支援学校開校、2021年に小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室開設が予定されていますが、県内全域で過大過密状態の学校が多数残されています。特に、県教育委員会が設置した「神奈川の特別支援教育のあり方に関する検討会」中間まとめでも指摘されているように、横浜市鶴見区、港北区、川崎市幸区、中原区においては早期の特別支援学校の整備が必要です。</p> <p>2004年に特別支援学校の過大規模過密化の緊急避難措置として県立高校内に設置された特別支援学校分教室は現在20分教室まで増加しています。分教室には5教室が専用として割り当てられるのみで、教育活動に大きく支障をきたしています。</p> <p>2016年に開設された秦野養護学校末広校舎は、小学校の1教室をパーティションで仕切って2教室としているため、音楽の授業などの声・音が筒抜けとなっています。また、末広小学校の特別教室、グラウンド、体育館などは授業で使用することが困難になっているなど、通常の学校ではあり得ない事態となっています。</p> <p>小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室は、グラウンド、体育館、プール等の設置が予定されておらず、本校に比べ劣悪な教育条件となっています。</p> <p>県立高校に設置された分教室、秦野養護学校末広校舎ともに、管理職、事務職員が配置されておらず、養護教諭は非常勤職員として配置され、教員配置も手薄であり、子どもたちへの対応が困難な状況となっています。</p> <p>高校に設置された分教室、秦野養護学校末広校舎、小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室において、本校と同水準の教育が保障されるよう、早期に施設・設備や教職員体制を確保することが求められています。</p> <p>2016年の痛ましい相模原殺傷事件に私たちは強い憤りを感じました。同時に、障害者の権利の保障と、地域生活のための条件整備が必要であると痛感しています。</p> <p>私たちは神奈川県の子供たちにもゆきとどいた教育と、地域における社会福祉基盤の充実をすすめるため、以下の条項がすみやかに実現されることを陳情します。</p>			

陳情項目

- 1 特別支援学校を希望する児童・生徒数の増加が見込まれる横浜市鶴見区、港北区、川崎市幸区、中原区の地域に対応する特別支援学校を新設してください。
- 2 県立高校内特別支援学校分教室(20分教室)、県立秦野養護学校末広校舎、県立小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室について、本校と同水準の教育が保障されるよう、施設・設備や教職員体制を確保してください。
- 3 高等部卒業後の生活を支えるため、障害者支援施設や日中活動系障害福祉サービス事業所、福祉ホーム・グループホーム等に対する支援を充実させてください。

陳情番号	29	付議年月日	2 . 2 . 20
件名	学校法人橘学苑に対する再調査についての陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>私たちは学校法人橘学苑(以下、学苑という)に子どもたちを通わせている保護者の団体です。ここ数年、私たちが懸命に働いて納めてきた学費や私たち県民の県税を原資とする補助金が、生徒のために健全に使われていない惨たんたる状況になっていることから、この度、県に対して学苑への早急かつ真摯な調査を求めることにしました。主な調査対象は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 学苑の収益事業収入が極めて過少となっている理由についての再調査 (2) 特定業者との癒着が疑われる度重なる設備投資・備品等購入についての調査 (3) 一部の部活動に偏重した特待生制度等の優遇実態についての再調査 (4) 各種労働問題と教職員に対するハラスメントの実態調査 <p>2 陳情の理由</p> <p>平成31年3月24日に、県知事あてに、私が代表を務める「強く正しい橘学苑を実現する会」より保護者代表が、生徒の育成を無視した教育と経営が行われているとして、学苑への詳細な調査を求める要望書を提出しました。</p> <p>その翌月にマスコミから学苑による教員大量解雇のニュースが報道され、その後開催された学苑の説明会では、納得出来ない保護者や教員から多くの質問や意見がぶつけられる等大荒れの説明会となったことは、多くのマスコミが取り上げたこともあり、ご記憶に新しいかと存じます。</p> <p>県知事あての要望書については5月28日に県調査結果として公表され、学苑に対し通知、対応を求めています。しかしながら、特にテニススクール等の収益事業の調査結果については不十分な内容であり、また学苑が自身のホームページで本学苑の見解として記載している内容はおよそ都合の良いものに終始し真実を伝えていません。さらにこの間学苑は、保護者への説明会の開催や根拠のない部活動顧問の解任理由の説明・撤回もせず、代表者である副理事長以下の法人経営陣は、私たち保護者との話し合いすら応じていません。</p> <p>6月5日には再びマスコミから労働基準監督署による是正勧告や数々のハラスメントの実態について報道される等、事態は一向に改善しないばかりか悪化の一途です。遂には他校への転校を希望する保護者や生徒が出てくるあり様で、とても生徒が安心して学校生活を送ることの出来ない危機的な状況となっています。</p>			

陳情番号	33	付議年月日	2 . 2 . 21
件名	選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書提出の陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>【陳情趣旨】</p> <p>現行の民法では夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、通称使用などによる不利益・不都合を強いられています。婚姻の際、実際には96%が夫の姓になっているのは間接的な女性差別であり、夫婦同姓の強制は、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反します。</p> <p>別姓を望む人に、その選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声はますます切実で、提訴が相次ぎ、世論調査でも賛成が反対を上回っています。女性のみ適用される再婚禁止期間の廃止も、緊急の課題です。</p> <p>2015年12月、最高裁判所は「夫婦同姓の強制は合憲」という不当な判断を示しましたが、制度のあり方については国民の判断、国会に委ねるべきだと強調しており、一日も早い国会の対応が求められます。国連女性差別撤廃委員会は、日本政府に対して民法の差別的規定の廃止を繰り返し勧告し、2016年3月には、最高裁判断にかかわらず、現行民法の規定は差別的であるとして、あらためて早急な是正を勧告しています。</p> <p>【陳情項目】</p> <p>国へ選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書を提出してください。</p>			

陳情番号	34	付議年月日	2 . 2 . 21
件名	女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書提出の陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>【陳情趣旨】</p> <p>女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために1999年の国連総会で採択され、2020年1月現在、締約国189カ国中113カ国が批准しています。条約締結国の個人または集団が、条約で保障された権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接申し立てをすることができ、委員会が内容を審議し通報者と当事国に「見解」「勧告」を通知する制度を定めています。</p> <p>女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」しています。国連が定めた国際的な基準の適用を積極的に国内ですすめることが、締約国である日本政府の役割であることは明らかです。2016年に日本の条約実施状況を審議した女性差別撤廃委員会をはじめ、2017年に日本の人権状況の普遍的定期審査を行った国連人権理事会も、同条約選択議定書の批准を再度日本政府に勧告しています。</p> <p>2020年までの政府の第4次男女共同参画基本計画は、「女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める」「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期批准について真剣に検討をすすめる」としています。</p> <p>【陳情項目】</p> <p>国へ女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書を提出してください。</p>			

陳情番号	48	付議年月日	2 . 9 . 7
件名	茅ヶ崎市本宿町10番に開設予定の保育園に関する住民説明会を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>① 保育運営会社(株)こどもの森に対し、当該法人が茅ヶ崎市本宿町10番に開設予定の保育所(以下「本件保育所」という。)に関し、近隣住民を対象とした説明会を開催するよう指導してください。</p> <p>② 茅ヶ崎市に対し、本件保育所の設置に関し、近隣住民に丁寧な説明と誠実な対応を行うよう要請してください。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>本件保育所が開設された場合、生活道路に不便が生じるとともに、クラスター火災や交通事故リスクが上がることを懸念されることから、本件保育所の近隣住民として、本件保育所の設置に係る安全対策等について、保育運営会社(株)こどもの森や本件保育所の設置に係る事業を公募した茅ヶ崎市から説明を聞き、適切な対応を求めることが必要であるため。</p>			

陳情番号	59	付議年月日	2 . 1 2 . 2
件名	重度訪問介護を実施する事業所の拡充を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情の趣旨</p> <p>重度訪問介護は、常時介護を必要とする重度障害者の日常生活に必要なサービスです。</p> <p>県内には1200から1300余の重度訪問介護の指定事業所がありますが、重度訪問介護を実施する事業所は少数に限られています。このため、実際にサービスを受けている障害者はごく一部にとどまっています。</p> <p>重度訪問介護の利用を希望していても、利用できていない重度障害者は、居宅介護と市町村事業の移動支援を組み合わせて日常生活の支援を受けざるを得ません。このため、「常時の見守りや緊急時の対応をしてもらえない」「院内介助が受けられない」「団体活動中の支援が認められない」など、重度訪問介護でしか受けられない支援が利用できないといった問題が生じています。</p> <p>県は、当事者からの訴えや問い合わせなどから重度訪問介護を実施する事業所が少ないことを認識しており、事業者に対して居宅介護と同時に重度訪問介護の指定を受けるよう、また、可能な限り利用者のニーズに応えるよう指導しています。</p> <p>しかし、重度訪問介護の実施事業所が少ないこと背景には、国の実施事業である重度訪問介護の報酬単価が居宅介護の報酬単価と比べて極端に安く、重度訪問介護の従事者の待遇が劣弱しているところにあります。それに加えて、新型コロナウイルスの感染拡大が介護従事者の人材不足に拍車をかけています。</p> <p>私たちは、希望している重度障害者が重度訪問介護のサービスを利用できるよう、重度訪問介護を実施する事業所の拡充を切に求めます。</p> <p>そのためには、神奈川県が引き続き、重度訪問介護の報酬単価を引き上げて介護従事者の待遇改善を図るよう国に働きかけると同時に、県としても加算制度を創設するなどの施策を講じることが必要不可欠です。</p> <p>つきましては、以下の事項を陳情いたします。</p> <p>陳情項目</p> <p>希望している重度障害者が重度訪問介護のサービスを利用できるよう、重度訪問介護を実施する事業所を増やしてください。そのために、報酬単価の引き上げと介護従事者の待遇改善を国に求めると同時に、県として加算制度の創設などの施策を講じてください。</p>			

陳情番号	61-1	付議年月日	2. 12. 3
件名	ゆきとどいた神奈川の障害児教育を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情趣旨</p> <p>神奈川県の特設支援学校では、入学を希望する児童・生徒が増加し続け、学校が過大規模過密化し、「教室不足」「トイレ不足」「廊下で体育」「クールダウンの場所がない」など、教育活動に支障が生じています。</p> <p>2020年におおば支援学校が開校しました。2021年には小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室開設が予定されていますが、県内全域で過大過密状態の学校が多数残されています。</p> <p>2020年に答申された「神奈川の特設支援教育のあり方に関する検討会」最終まとめで指摘されているように、特設支援学校における医療的ケアの対応では「指導体制の調整に苦慮」しており、安全安心の教育環境整備が不可欠です。また、横浜市川崎市地区などの生徒数増加見込みが指摘されており、既存校を感染予防の観点からも適正な規模とするために、早期の特設支援学校の整備が必要です。</p> <p>2004年に特設支援学校の過大規模過密化の緊急避難措置として県立高校内に設置された特設支援学校分教室は現在20分教室まで増加しています。分教室には5教室が専用として割り当てられるのみで、教育活動に大きく支障をきたしており、そのあり方について検討が求められています。また、秦野養護学校末広校舎、小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室においても、特設支援教育の教育課程にふさわしい教育が保障されるよう、早期に施設・設備や教職員体制を確保することが求められています。</p> <p>障害福祉事業所は、今回のコロナ禍の中で、学校が休校となる中、感染へのリスクを負いながら、障害児者を受け入れ、地域生活を支えてきました。閉所、利用者制限、過密による指導員不足など、様々な厳しい経営を強いられてきており、経営を支える財政出動が緊急に求められています。私たちは神奈川県の障害のある子どもたちにゆきとどいた教育と、地域における社会福祉基盤の充実をすすめるため、以下の条項がすみやかに実現されることを陳情します。</p> <p>陳情項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒数の地域的な増加傾向により、過密化している特設支援学校について、新型コロナウイルス感染予防の観点からも、適切な学習空間を確保することを前提とした、適正な在籍数となるよう、特設支援学校の整備・新設をしてください。 2 県立高校内特設支援学校分教室（20分教室）、県立秦野養護学校末広校舎、県立小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室について、本校と同水準の教育が保障されるよう、施設・整備や教職員体制を確保してください。 3 すべての小中高校・特設支援学校において、医療的ケアを必要とする児童・生徒が、安全安心に学校生活を送り、学習できる教育環境を保障するため、施設を整備し、医療専門職の配置を充実させてください。 4 <u>学校休校が続いた中、子どもたちの学校生活に代わる地域生活を支えてきた放課後等デイサービスや、障害者支援施設日中活動系障害福祉サービス事業所、福祉ホーム・グループホーム等に対して、安定した経営が行えるよう、財政的な支援を充実させてください。</u> 			

健康醫療局關係陳情

陳情番号	28	付議年月日	2 . 2 . 20
件名	国に対して、公立・公的病院の「再編・統合」の強制を改めることの意見書提出を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>昨年9月26日、厚生労働省は、全国424の公立病院と公的病院をリストアップし(今年1月に7病院を削除し20病院を追加したとのこと)、「再編統合について特に議論が必要」として対象となる病院名を公表し、神奈川県でも、10病院を公表しました。神奈川県が策定した「地域医療構想」では、病院の病床数は総じて増床する計画であり、「地域医療構想調整会議」での話し合いをすすめています。そうした実情を見ることなく出された唐突な公表に対し、名指しされた病院、当該自治体から、怒りの声があがっています。</p> <p>神奈川県は、10月18日に「公立・公的医療機関等に対する具体的対応方針の再検証の要請について」を公表し、「いずれも地域に必要な医療機関との認識」としています。地域的・個別的な事情を考慮することなく、特定のデータ、全国一律の基準によって再編・統合の検討を求める方法を改めるよう、国に対する「意見書」の提出を陳情します。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>昨年9月26日、厚生労働省は、公立公的病院の4分の1超にあたる全国424病院をリストアップし(今年1月に7病院を削除し20病院を追加したとのこと)、「再編統合について特に議論が必要」とする分析結果とともに対象となる病院名を公表しました。これは、2017年度の報告データを基に、①「診療実績が少ない」②「他の医療機関と競合している」などの分析を行い、2020年までに統廃合・再編・ベッド縮小などの計画を具体化することを求めたものです。このリストには県内10病院が含まれています。</p> <p>厚生労働省の唐突な公表と要請は、「地域医療構想」の進捗のみを目途に、地域や病院の実情や現状を一切勘案することなく、画一的な基準で「再検討」を求めるものです。名指しされた病院、当該自治体から、怒りの声があがっています。</p> <p>神奈川県が策定した「地域医療構想」では、病院の病床数は総じて増床する計画であり、「地域医療構想調整会議」での話し合いをすすめています。神奈川県は10月18日に「公立・公的医療機関等に対する具体的対応方針の再検証の要請について」を公表し、①県民のいのちを守るために適切な医療を提供していくことが何よりも大切。②現場感覚を踏まえると、いずれも地域に必要な医療機関との認識。③当該医療機関が今後も必要な機能を担うとともに、県民が不安にならないよう、当事者である医療機関をはじめ、まずは地域の医療機関等と話し合いながら、地域全体との望ましい医療のあり方について、しっかり検討していくとし、「地域医療構想調整会議」での話し合いをすすめていくとしています。</p> <p>このように、神奈川県が賢明な判断に立って対応されていることを、大いに評価します。今回の公表と要請は、地方自治の自主性と権限をないがしろにする行為だと言わざるを得ません。こうした行為を二度と行わないよう、国に対する意見書の提出を要望します。</p>			

陳情番号	43	付議年月日	2. 6. 19
件名	新型コロナ第2波、第3波を見据えた第一線の医療提供体制堅持を求めることについての陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>地域住民のセーフティネットである第一線医療が崩壊しないよう、県として医療機関への支援策を充実し迅速に対応してください。</p> <p>各交付金等の活用で、国のコロナ支援制度でカバーしきれない部分を補填する制度を県として創設してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休業医療機関及び経営困難医療機関への支援金制度 ・医療機関のテナント料支払にかかる家賃補助制度（対象月の拡大） ・発熱外来を行う診療所への経済支援、感染対策強化にかかる費用助成制度（助成限度額の拡充） <p>2 陳情の理由</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言は解除されましたが、依然医療現場では感染への不安から患者の受診控えが続き、医業収入の大幅減という厳しい状況が生まれています。当会が5月末に行った会員アンケートによると、医科・歯科ともに3月、4月、5月と減収幅は拡大し、前年同月比で30%を超える減収の医療機関が医科では4割、歯科では半数に上ります（5月）。とりわけ歯科は、緊急性の低い歯科治療の延期を求める趣旨の事務連絡が厚労省から出た影響もあり（4月6日付事務連絡）、8割超の歯科診療所が何らかの診療縮小を行っていることも明らかになりました。持続化給付金及び融資を検討している医療機関は4割に上るなど、もともと経営体力の弱い歯科の経営悪化は深刻です。</p> <p>また医療物資の不足・高騰の中で、感染リスクにさらされながらも、コロナ疑い患者への対応と通常診療の両立を続ける開業医の姿も浮き彫りになっています（内科診療所の7割がコロナ感染を疑う患者の来院を経験）。しかしこのまま秋冬の第2波、第3波を迎えると、経営悪化と院内感染リスクのダブルパンチで閉院・倒産に追い込まれる医療機関が一気に増える恐れがあり、地域医療の崩壊が危ぶまれます。</p> <p>神奈川県民の健康を守るため、第2波、第3波を見据えた第一線の医療提供体制の堅持が求められます。つきましては医療機関に対する支援を一層強めていただきたく、陳情します。</p>			

陳情番号	46	付議年月日	2 . 9 . 7
件名	感染するリスクの高い65歳以上の高齢者を対象に無料でPCR検査をする体制を整え実施することについて陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情要旨</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大は止まりません。これから秋から冬にかけてコロナの新規感染者は増え、高齢者の死亡者は増えると予想されます。そこで私は提案いたします。国が手をこまねいてPCR検査を積極的に行っていない現状で、自治体が独自で無料でPCR検査を実施していただけないでしょうか。神奈川県民を新型コロナから命を守るためには絶対必要になっています。「誰でも いつでも 何度でも」検査できるという「世田谷モデル」の検査拡大システムをそのまま真似しろとまでは言いませんが、少なくとも感染するとリスクの大きい65歳以上の高齢者を対象に無料でPCR検査をする体制を整えるように働きかけてください。</p> <p>陳情内容</p> <p>現在の新型コロナウイルスの感染状況の概略を簡単に示します。(数字は日々更新されています)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川県の事例 <ul style="list-style-type: none"> 感染者数 4,419人 死亡者数 108人 ・ 東京都の事例 <ul style="list-style-type: none"> 感染者数 19,333人 死亡者数 350人 ・ 日本の事例 <ul style="list-style-type: none"> 感染者数 62,507人 死亡者数 1,181人 ・ 世界全体の事例 <ul style="list-style-type: none"> 感染者数 23,424,844人 死亡者数 808,716人 <p>今政府筋の発表では、コロナの感染はピークを過ぎているとマスコミで発表されています。が、神奈川県内では24日、すでに新型コロナウイルスに感染していた4人が死亡し、新たに39人が感染したことが確認されたと発表されました。更に県内では、横浜市で3人の死亡を確認。うち90代男性と80代女性は、クラスター（感染者集団）が発生した済生会横浜市南部病院に入院し、もう1人の80代女性はクラスターが発生した県内の老人ホームに入居していた。川崎市でも、7月17日に陽性と判明した70代男性が死亡しました。特に最近の傾向として、夜の繁華街での爆発的</p>			

感染発生から、沖縄などの地方都市に感染拡大しています。また、若年の無自覚無症状感染者から家庭内の家族に感染、そこから、家庭内の高齢者に感染する事例が顕著になっているようです。

私などは一歩外に出ることが怖くてたまりません。まして、混雑する電車に乗って通勤電車に乗るのは尚更なおに感染の恐怖でいっぱいです。そこで私は提案いたします。国が経済とコロナ抑制と言う矛盾した政策を掲げ、未だ手いまをこまねいている内に、特に高齢者が次々に重症化し亡くなっています。PCR検査を積極的に行っていない現状では、ますます無症状患者から感染する恐れが広がっています。まして、これから秋から冬にかけてコロナの新規感染者は拡大累増しそうです。そこで、自治体が独自に無料でPCR検査を実施していただけないでしょうか。

「Go To Travel」キャンペーンを東京除外から許可することよりも、市民を新型コロナから命を守るの方が最優先です。そのためには、絶対にPCR検査は更に必要になってきています。既に、東京都世田谷区では新型コロナウイルスの感染防止策として、1日に2000～3000件のPCR検査ができる体制整備の検討を始め、「誰でも いつでも 何度でも」検査できる「世田谷モデル」として早期発見や治療につなげ、感染の広がりを抑える施策を実施している。既に今、世田谷区では、区内すべての介護施設職員や保育士ら約2万人を対象に、新型コロナウイルスのPCR検査を一斉に行う方針を固めています。この総額約4億円の費用は公費負担のようです。思い切った検査拡大のシステムは、深刻な感染拡大が起きた米ニューヨーク州で既に実現して成果を上げています。無症状で自覚がない段階の感染者をすくい上げ、迅速に対応することで、同州では感染者が劇的に減少しました。フランスで導入されたPCR検査を迅速化する日本製の自動検査機器は1度に100件単位の検査が可能で日本でも販売が認可されたようです。世田谷区保坂区長は「最大の経済対策は誰でも、いつでも、何度でもPCR検査をできる体制づくりだ。」と話しています。「誰でも、いつでも、何度でも」とは言いませんが、少なくとも65歳以上の県内の高齢者に擬陽性を考慮してPCR検査を無料で複数回、是非とも実施してください。

陳情番号	60	付議年月日	2 . 1 2 . 3
件名	後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める国への意見書提出についての陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>【陳情要旨】</p> <p>国に対し、「後期高齢者の医療費窓口負担については現状維持に努めること」との意見書を提出すること。</p> <p>【陳情理由】</p> <p>昨年12月19日、政府の「全世代型社会保障検討会議」が、「中間報告」をまとめました。その中で、75歳以上の高齢者医療の負担について「負担能力に応じたものへと改革していく」とし、「一定所得以上」の人は「医療費の窓口負担割合を2割」とすること。「団塊の世代」が75歳以上になり始める2022年度までに実施できるよう法制上の措置を講ずるとしています。年内にも、最終報告をまとめる予定です。また、厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会でも、医療費の窓口負担割合の2割化についての検討をすすめ、年内にも取りまとめると報道されています。</p> <p>こうした負担増の検討の進行に対して、8月6日に、全国後期高齢者医療広域連合協議会が政府に提出した「後期高齢者医療制度に関する要望書」では、後期高齢者医療制度の「財政負担のあり方を検討するに当たっては、定率国庫負担割合の増加や国の責任ある財政支援を拡充する等、高齢者だけが負担増とならないよう、十分な対策を講じること」とし、「後期高齢者の窓口負担については、高齢者が必要な医療を確保されるよう、高齢者の疾病、生活状況等の実態及び所得状況等考慮し慎重かつ十分な議論を重ねること」と表明しています。</p> <p>老人クラブや医療関係団体から負担増についての検討中止を求める意見が相次いで出されています。神奈川県では、「75歳以上の医療費2割化反対署名」に一昨年から取り組み、県内の老人クラブなどの協力もいただき、約9万筆が集約されています。</p> <p>神奈川県の後期高齢者は54.9%が所得なしで、所得100万円未満は71.9%と厳しい生活を強いられています（2018年度）。75歳以上の受診回数は、75歳未満と比べて外来で2.4倍、入院で6.2倍となっています。医療費の窓口負担の引き上げが行われれば、医療受診抑制が強まり、高齢者の命をも脅かすこととなります。</p> <p>神奈川県議会として、後期高齢者の暮らしと健康、命を守るために、国に対し、後期高齢者の医療費窓口負担の現状を維持するよう意見書を提出していただきたく、陳情します。</p>			

兩局共管陳情

陳情番号	53	付議年月日	2.9.17
件名	新型コロナウイルス第2波感染にともなう要望に関する陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>(1) 季節性インフルエンザの流行期を迎えるにあたり、高齢者、基礎疾患のある人が、「いつでも、だれでも、何度でも」「無料で」受けられる検査体制を拡充してください。診療や検査の対応が可能な最寄りの医療機関を受診できるよう体制を確立してください。また、市町村でも同様に実施できるようにしてください。</p> <p>(2) 一定の条件で感染者が発生していない医療機関、高齢者施設等の入所者、従事者が検査を受けられるよう体制を整備してください。</p> <p>(3) 医療・介護現場に物心両面の支援を引き続き実施してください。経営危機を理由に地域から身近な病院をなくさないよう地方自治体、医師会、研究者、地域の声を受け止め対処してください。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>コロナ・パンデミックのもとで、高齢者は「自粛」を強いられ外出もままならず、通院も控えています。独り暮らしの人や、介護を受けている人、障害を持つ人、家族も不安を抱えて毎日を過ごしています。秋から冬に向け季節性インフルエンザの流行期も重なり、油断をできない状況となります。</p> <p>政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」決定や厚生労働省記者発表では、検査体制、医療提供体制の確保・拡充を要請しています。とりわけ高齢者、基礎疾患を有する人への感染防止の徹底を求めています。</p> <p>神奈川県議会においては、神奈川県民の要望を受け止めていただき、早急に具体的対策を実施されるよう陳情いたします。</p>			

陳情番号	56	付議年月日	2. 11. 10
件名	安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>【趣旨】</p> <p>2020年の新型コロナウイルスによるパンデミック（感染爆発）は、日本国内でも大きな影響を及ぼしました。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすと共に、「医療崩壊」などが取りざたされ、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がりました。この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足や、それらを中心的に担っている公立・公的病院の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足問題などです。これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉など社会保障費の抑制策や、公衆衛生施策の縮減があります。</p> <p>21世紀に入り、わずか20年の間に、SARS、新型インフルエンザ、MERS、そして今回の新型コロナウイルスと、新たなウイルス感染とのたたかいは短い間隔で求められ、今後も新たなウイルス感染への対応が必要になることは明らかです。</p> <p>新型コロナウイルス感染対策の教訓を経て、国民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルス感染や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題です。</p> <p>私たちは、国民が安心して暮らせる社会実現のために、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。</p> <p>【項目】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと 2 公立・公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること 3 安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員すること 4 保健所の増設・保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査・検疫体制などを強化・拡充すること 5 社会保障に関わる国民負担軽減を図ること 			